



「入簡易裁判所」という。においてした事件の受理その他の手続とみなす。

2 この法律の施行前に廃止簡易裁判所にあてて発せられた訴状その他の書類でこの法律の施行の際まだ受理されていないものは、受入簡易裁判所にあてたものとみなす。

3 この法律の施行前に廃止簡易裁判所が差戻し又は移送を受けた事件でこの法律の施行後にその差戻し又は移送の裁判が確定したものは、受入簡易裁判所が差戻し又は移送を受けたものとみなす。

4 受入簡易裁判所は、前三項の規定に基づいて取り扱うべき事件（以下「引継事件」という）について、廃止簡易裁判所の管轄権と同一の管轄権を有するものとみなす。

第三条 受入簡易裁判所は、廃止簡易裁判所の管轄区域の一部を管轄する他の簡易裁判所が引継事件（民事訴訟事件で受入簡易裁判所の管轄に属するものに限る。）について管轄権を有する場合において、相当と認めるときは、その専属管轄に属するものを除き、申立てにより又は職権で、当該引継事件を当該簡易裁判所に移送することができる。

2 前項の引継事件の当事者は、受入簡易裁判所において本案について弁論をした後は、同項の申立てをすることができない。

3 第一項の規定による移送の裁判又は同項の移送の申立てを却下する裁判については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第十七条の規定による移送の裁判又は同条の移送の申立てを却下する裁判とみなし、同法その他の法令の規定を適用する。

第四条 受入簡易裁判所は、廃止簡易裁判所の管轄区域の一部を管轄する他の簡易裁判所が引継事件（刑事訴訟事件で受入簡易裁判所の管轄に属するものに限る。）について管轄権を有する場合において、相当と認めるときは、検察官若しくは被告人の請求により又は職権で、決定をもつて、当該引継事件を当該簡易裁判所に移送することができる。

2 前項の移送の決定は、受入簡易裁判所において、当該引継事件について、証拠調べを開始した後は、これをすることができない。

3 第一項の規定による移送の決定又は同項の移送の請求を却下する決定については、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第十九条の規定による移送の決定又は同項の移送

の請求を却下する決定とみなし、同法（同条第二項を除く。）その他の法令の規定を適用する。  
**第五条** この法律によりその管轄区域の一部の区域が他の簡易裁判所（以下「隣接簡易裁判所」という。）の管轄区域に属することとなる簡易裁判所（以下「区域移転簡易裁判所」という。）にこの法律の施行の際現に係属している事件、この法律の施行前に発せられた訴状その他の書類の提出によりこの法律の施行後に区域移転簡易裁判所に申し立てられた事件及びこの法律の施行前に区域移転簡易裁判所が差戻し又は移送を受けた事件でこの法律の施行後にその差戻し又は移送の裁判が確定したものについては、当該区域移転簡易裁判所は、この法律の施行前と同一の管轄権を有するものとみなす。  
2 附則第三条の規定は、前項に規定する事件のうち隣接簡易裁判所が管轄権を有する民事訴訟事件（区域移転簡易裁判所の管轄に属するものに限る。）について準用する。この場合において、同条第二項中「受人簡易裁判所において」とあるのは、「この法律の施行後区域移転簡易裁判所において」と読み替えるものとする。  
(廃止簡易裁判所に対応する区検察庁に属する検察官等のした行為に関する経過措置)  
**第六条** 廃止簡易裁判所に対応する区検察庁（以下「廃止区検察庁」という。）に属する検察官又は検察事務官のした事件の受理その他行為は、それぞれ受入簡易裁判所に対応する区検察庁（以下「受入区検察庁」という。）に属する検察官又は検察事務官のした事件の受理その他行為とみなす。  
2 この法律の施行前に廃止区検察庁に属する検察官にあてて発せられた告訴する書面その他の書類でこの法律の施行の際まだ受理されていないものは、これを受入区検察庁に属する検察官にあてたものとみなす。

附 則（平成一三年三月三〇日法律第四号）  
この法律は、平成十三年五月一日から施行する。

(管轄区域の移転に伴う経過措置)

**第五条** この法律によりその管轄区域の一部の区域が他の簡易裁判所（以下「隣接簡易裁判所」という。）の管轄区域に属することとなる簡易裁判所（以下「区域移転簡易裁判所」という。）にこの法律の施行の際現に係属している事件、この法律の施行前に発せられた訴状その他の書類の提出によりこの法律の施行後に区域移転簡易裁判所に申し立てられた事件及びこの法律の施行前に区域移転簡易裁判所が差戻し又は移送を受けた事件でこの法律の施行後にその差戻し又は移送の裁判が確定したものについては、当該区域移転簡易裁判所は、この法律の施行前と同一の管轄権を有するものとみなす。

**附則第三条** の規定は、前項に規定する事件のうち隣接簡易裁判所が管轄権を有する民事訴訟事件（区域移転簡易裁判所の管轄に属するものに限る。）について準用する。（この場合において、同条第二項中「受入簡易裁判所において」とあるのは、「この法律の施行後区域移転簡易裁判所において」と読み替えるものとする。）（廃止簡易裁判所に対応する区検察庁に属する検察官等のした行為に関する経過措置）

**第六条** 廃止簡易裁判所に対応する区検察庁（以下「廃止区検察庁」という。）に属する検察官又は検察事務官のした事件の受理その他行為は、それぞれ受入簡易裁判所に対応する区検察庁（以下「受入区検察庁」という。）に属する検察官又は検察事務官のした事件の受理その他官にあてたものとみなす。

この法律の施行前に廃止区検察庁に属する検察官にあてて発せられた告訴をする書面その他の書類でこの法律の施行の際まだ受理されないものは、これを受入区検察庁に属する検察官にあてたものとみなす。

**附 則** (平成八年六月二六日法律第一一〇号) 抄  
この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。

**附 則** (平成十三年三月三〇日法律第四号)  
この法律は、平成十三年五月一日から施行する。

1	この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第四表徳山簡易裁判所の項及び別表第五表徳山簡易裁判所の項の改正規定は、平成十五年四月二十一日から施行する。
2	この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。
附 則	(平成一六年一〇月一九日法律第三八号)
（施行期日）	この法律は、平成十六年十一月一日から施行する。
（経過措置）	この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。
附 則	(平成一七年三月一九日法律第四号)
（施行期日）	この法律は、平成十七年三月二十一日から施行する。
（経過措置）	この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。
第一表（第一条関係）	（平成一七年三月一九日法律第四号）
第二表（第一条関係）	（平成一七年三月一九日法律第四号）



倉敷簡易裁判所	倉敷市児島小川一丁目
笠岡簡易裁判所	笠岡市
高梁簡易裁判所	高梁市
新見簡易裁判所	新見市
津山簡易裁判所	津山市
勝山簡易裁判所	高梁市
鳥取簡易裁判所	鳥取市
倉吉簡易裁判所	倉敷市玉島一丁目
米子簡易裁判所	米子市
松江簡易裁判所	松江市
雲南簡易裁判所	雲南省
出雲簡易裁判所	出雲市
浜田簡易裁判所	浜田市
益田簡易裁判所	益田市
川本簡易裁判所	川本町
西郷簡易裁判所	西郷町
福岡簡易裁判所	福岡市
宗像簡易裁判所	宗像市
甘木簡易裁判所	甘木市
飯塚簡易裁判所	飯塚市
直方簡易裁判所	直方市
久留米簡易裁判所	久留米市
うきは簡易裁判所	うきは市
柳川簡易裁判所	柳川市
大牟田簡易裁判所	大牟田市
大村簡易裁判所	大村市
諫早簡易裁判所	諫早市
長崎簡易裁判所	長崎市
唐津簡易裁判所	唐津市
伊万里簡易裁判所	伊万里市
鹿島簡易裁判所	鹿島市
武雄簡易裁判所	武雄市
佐世保簡易裁判所	佐世保市
平戸簡易裁判所	平戸市
壱岐簡易裁判所	壱岐市
五島簡易裁判所	五島市
新上五島簡易裁判所	新上五島市

厳原簡易裁判所	長崎県南松浦郡新上五島町
上県簡易裁判所	対馬市厳原町中村
大分簡易裁判所	対馬市上県町佐須奈
別府簡易裁判所	別府市
杵築簡易裁判所	杵築市
中津簡易裁判所	中津市
豊後高田簡易裁判所	大分市
日田簡易裁判所	日田市
竹田簡易裁判所	竹田市
佐伯簡易裁判所	佐伯市
臼杵簡易裁判所	臼杵市
荒尾簡易裁判所	荒尾市
熊本簡易裁判所	熊本市
宇城簡易裁判所	宇城市
阿蘇簡易裁判所	阿蘇市
高森簡易裁判所	高森町
御船簡易裁判所	御船町
八代簡易裁判所	八代市
水俣簡易裁判所	水俣市
人吉簡易裁判所	人吉市
天草簡易裁判所	天草市
牛深簡易裁判所	牛深市
鹿児島簡易裁判所	鹿児島市
伊集院簡易裁判所	伊集院町
種子島簡易裁判所	種子島町
屋久島簡易裁判所	屋久島町
名瀬簡易裁判所	名瀬市
徳之島簡易裁判所	徳之島町
加治木簡易裁判所	加治木町
大口簡易裁判所	大口町
隅田簡易裁判所	隅田町
知覧簡易裁判所	知覧町
加世田簡易裁判所	加世田町
指宿簡易裁判所	指宿町
鹿屋簡易裁判所	鹿屋市
宮崎簡易裁判所	宮崎市
西都簡易裁判所	西都市
日南簡易裁判所	日南市
小林簡易裁判所	小林市
延岡簡易裁判所	延岡市

横手簡易裁判所	湯沢簡易裁判所	鷹巣簡易裁判所	青森簡易裁判所	角館簡易裁判所
弘前簡易裁判所	野辺地簡易裁判所	五所川原簡易裁判所	むつ簡易裁判所	弘前簡易裁判所
鰺ヶ沢簡易裁判所	五所川原市	青森県仙北郡角館町	青森市	横手市
八戸簡易裁判所	青森県西津軽郡鰺ヶ沢町	青森市	湯沢市	大曲市
十和田簡易裁判所	十和田市	十和田市	十和田市	鹿角市
岩見沢簡易裁判所	札幌市	札幌市	八戸市	秋田市
夕張簡易裁判所	夕張市	夕張市	岩見沢市	大曲市
滝川簡易裁判所	滝川市	滝川市	札幌市	鹿角市
伊達簡易裁判所	伊達市	伊達市	伊達市	秋田市
苦小牧簡易裁判所	苦小牧市	苦小牧市	苦小牧市	大曲市
浦河簡易裁判所	浦河町	浦河町	浦河町	鹿角市
静内簡易裁判所	静内町	静内町	静内町	秋田市
小樽簡易裁判所	小樽市	小樽市	小樽市	大曲市
函館簡易裁判所	函館市	函館市	函館市	鹿角市
岩内簡易裁判所	岩内町	岩内町	岩内町	秋田市
松前簡易裁判所	松前町	松前町	松前町	大曲市
八雲簡易裁判所	八雲町	八雲町	八雲町	鹿角市
江差簡易裁判所	江差町	江差町	江差町	秋田市
寿都簡易裁判所	寿都町	寿都町	寿都町	大曲市
旭川簡易裁判所	旭川市	旭川市	旭川市	鹿角市
深川簡易裁判所	深川市	深川市	深川市	秋田市
富良野簡易裁判所	富良野市	富良野市	富良野市	大曲市
名寄簡易裁判所	名寄市	名寄市	名寄市	鹿角市
中頓別簡易裁判所	留萌市	留萌市	留萌市	秋田市
紋別簡易裁判所	紋別市	紋別市	紋別市	大曲市
留萌簡易裁判所	留萌市	留萌市	留萌市	鹿角市
稚内簡易裁判所	稚内市	稚内市	稚内市	秋田市
釧路簡易裁判所	釧路市	釧路市	釧路市	大曲市
帶広簡易裁判所	帶広市	帶広市	帶広市	鹿角市
網走簡易裁判所	網走市	網走市	網走市	秋田市
本別簡易裁判所	北海道枝幸郡中頓別町	北海道枝幸郡中頓別町	北海道枝幸郡中頓別町	鹿角市
北見簡易裁判所	北海道天塩郡天塩町	北海道天塩郡天塩町	北海道天塩郡天塩町	秋田市
根室簡易裁判所	根室市	根室市	根室市	鹿角市
遠軽簡易裁判所	遠軽町	遠軽町	遠軽町	秋田市
北見市	北見市	北見市	北見市	鹿角市
根室市	根室市	根室市	根室市	秋田市
高松簡易裁判所	高松簡易裁判所	高松簡易裁判所	高松簡易裁判所	鹿角市
裁判所	裁判所	裁判所	裁判所	秋田市
土庄簡易裁判所	土庄簡易裁判所	土庄簡易裁判所	土庄簡易裁判所	鹿角市
易裁	易裁	易裁	易裁	秋田市
裁判所	裁判所	裁判所	裁判所	鹿角市
所	所	所	所	秋田市



	岡 静										橋 前			
水 清	岡 静	岡 富 馬 群	岡 藤	条 之 中	田 沼	生 桐	崎 勢 伊	林 館	田 太	崎 高	橋 前	利 足	山 小	
水 青 葉町、 静岡市清水 相生町、 清水愛染町、 清水旭町、 清水	静岡県の内 を除く。)	静岡県の内 静岡市(清水簡易裁判所の管轄区域	富 岡 市 群馬県の内 甘楽郡	藤 岡 市 群馬県の内 多野郡	吾 妻 郡 群馬県の内	群 馬 郡 沼田市 笠懸町	群 馬 郡 桐生市 新里村 勢多郡の内	群 馬 郡 太田市 新田郡の内 新田町	群 馬 郡 高崎市 安中市	群 馬 郡 群馬県の内 赤城村	群 馬 郡 前橋市 北群馬郡	足 利 市 富士見村 赤城村	下都賀郡の内 木町 国分寺町	都賀町 小山市

清水淡島町、清水飯田町、清水伊佐布、清水石川、清水石川新町、清水石川本町、清水庵原町、清水今泉、清水入江一丁目から清水入江三丁目まで、清水入江岡町、清水入江南町、清水入船町、清水有東坂、清水有東坂一丁目、清水有東坂二丁目、清水度本町、清水梅が岡、清水梅ヶ谷、清水梅田町、清水上原、清水上原二丁目、清水上原二丁目、清水永樂町、清水永樂町、清水江尻町、清水江尻町、清水江尻東町、清水江尻東一丁目から清水江尻東三丁目まで、清水恵比寿町、清水追分一丁目から清水追分四丁目まで、清水大内、清水大内新田、清水大沢町、清水大坪一丁目、清水大坪二丁目、清水大押切、清水小芝町、清水小島町、清水小島町、清水尾羽、清水折戸、清水折戸一丁目から清水折戸五丁目まで、清水柏尾、清水春日一丁目、清水春日二丁目、清水上一丁目、清水水上二丁目、清水水上清水町、清水水川原町、清水神田町、清水北矢部、清水北矢部町一丁目、清水北脇新田、清水吉川、清水木の下町、清水清地、清水銀座、清水草ヶ谷、清水草薙、清水草薙一丁目から清水草薙三丁目まで、清水草薙杉道一丁目から清水草薙杉道三丁目まで、清水草薙北、清水楠、清水楠新山、清水草薙杉道三丁目まで、清水水港内、清水河内、清水幸町、清水駒越、清水駒越北町、清水駒越中一丁目、清水駒越中二丁目、清水駒越西一丁目、清水駒越西二丁目、清水駒越東町、清水駒越南町、清水下清水町、清水下野北、清水下野中、清水下野西、清水下野東、清水下野綠町、

清水承元寺町、清水新富町、清水庄福町、清水上  
町、清水袖師町、清水高橋町、清水高橋六丁目から  
水新港町、清水杉山、清水清開三丁目まで、清水増  
水高橋南町、清水宝町、清水高山、  
清水但沼町、清水立花、清水田町、  
清水千歳町、清水築地町、清水月見  
町、清水辻一丁目から清水辻五丁目まで、清水  
まで、清水鶴舞町、清水天神一丁目、  
清水天神二丁目、清水天王町、清水天王西、清水天王東、  
清水土、清水堂林一丁目、清水堂林  
二丁目、清水葛沢、清水殿沢一丁目、  
清水殿沢二丁目、清水巴町、清水鳥  
坂、清水中河内、清水長崎、清水長  
崎新田、清水長崎南町、清水七ツ新  
屋、清水七ツ新屋一丁目、清水七ツ  
新屋二丁目、清水中矢部町、清水中  
之郷、清水中之郷一丁目から清水中  
之郷三丁目まで、清水西大曲町、  
水西久保、清水西久保一丁目、清  
水里、清水西高町、清水二の丸町、  
清水布沢、清水沼田町、清水能島、  
清水蜂ヶ谷、清水蜂ヶ谷南町、  
浜田町、清水原、清水半左衛門新田、  
清水東大曲町、清水日立町、清水日  
の出町、清水広瀬、清水平川地、清  
水富士見町、清水本郷町、清水  
蛇塚、清水堀込、清水本郷町、  
本町、清水真砂町、清水町、清水松  
井町、清水松原町、清水馬走、  
馬走北、清水馬走坂の上、清水万世  
町一丁目、清水万世町二丁目、  
御門台、清水緑が丘町、  
宮加三、清水向田町、清水迎山町、  
清水村松、清水村松一丁目、  
清水南矢部、清水美濃輪町、清水三  
保、清水宮下町、清水宮代町、  
清水茂畠、清水八木間町、清水矢倉  
町、清水八坂町、清水八坂北一丁目、

	府 甲								
沢 鮎	府 甲	松 浜	川 掛	田 島	士 富	田 下	津 沼	島 三	海 熱
精進、本栖及び富士ヶ嶺を除く)	山梨県の内	山梨県の内	静岡県の内	静岡県の内	静岡県の内	静岡県の内	静岡県の内	静岡県の内	清水八坂東二丁目、清水八坂東一丁目、清水八坂東二丁目、清水八坂南町、清水谷田、清水横砂、清水横砂西町、清水横砂本町、清水横砂南町、清水原及び清水和田島
南巨摩郡	丹波山村	甲府市	浜北市	掛川市	島田市	沼津市	下田市	三島市	吉原及び清水和田島
西八代郡(上九一色村字	北都留郡の内	塩山市	磐田市	御前崎市(御前崎、白羽及び港を除く)	富士宮市	御殿場市	賀茂郡	伊豆市	熱海市
北巨摩郡	春野町	南アルプス市	磐田市	御前崎、白羽及び港	富士郡	裾野市	田方郡	庵原郡	庵原郡の内
東山梨郡	周智郡の内	杜市	湖西市	藤枝市	御前崎市	駿東郡			
東八代郡	甲斐市	東山梨郡	磐田郡	小笠郡	志太郡				
北	笛吹市	東八代郡	浜名郡	天竜市	榛原				



								屋古名									
								屋古名									
田 豊	城 安	崎 岡	田 半	山 犬	宮 一	島 津	戸 瀬	井 日 春	屋古名	宮 新	坊 御	本 串					
豊田市 愛知県の内 西加茂郡 東加茂郡	知立市 愛知県の内 高浜市 幡豆郡	岡崎市 愛知県の内 碧南市 刈谷市	知多市 愛知県の内 半田市 江南市	犬山市 愛知県の内 常滑市	葉栗郡 愛知県の内 尾西市	津島市 愛知県の内 海部郡	長久手町 愛知県の内 一宮市	瀬戸市 愛知郡の内 尾張旭市	春日井市 愛知郡の内 小牧市	東郷町 愛知郡の内 豊明市	宮町 北山村	日高郡の内 美浜町 中津村 那智勝浦町 東牟婁郡の内 新宮市 和歌山県の内 和歌山市 印南町	御坊市 古座町 古座川町	東牟婁郡の内 和歌山県の内 和歌山市 由良町 太地町 熊野川町	串本町 古座町 古座川町	和歌山県の内 和歌山市 川辺町	みなべ町 龍神村

								島 広			
								島 広			山 富
中府	山福	道尾	原竹	吳竹大		部 可	島 広東	島 広	波 砛	岡 高	津 魚
府中市	広島県の内	福山市	本郷町	広島県の内	広島県の内	広島県の内	広島県の内	広島県の内	射水郡	富山市	富山県の内
三次市の内	深安郡	瀬戸田町	豊田郡の内	尾道市	豊田郡の内	竹原市	大竹市	佐伯区	西礪波郡	滑川市	上新川郡
	神石郡	区域を除く。)	世羅郡世羅町	大崎上島町	三原市	因島市	山県郡	安佐北区	新湊市	黒部市	中新川
		(せらにし支所の所管	(せらにし支所の所管					安佐南区	水見市	下新川郡	

	山 岡									口 山			
野 玉	山 岡	部 宇	木 船	関 下	井 柳	国 岩	門 長	萩	南 周	府 防	口 山	原 庄	次 三
玉 野 市	岡 山 県 の 内 児 島 郡	岡 山 市 御 津 郡 吉 備 中 央 町 (高 梁 簡 易 裁 判 所 の 管 轄 区 域 を 除 く。)	岡 山 県 の 内 山 口 県 の 内 宇 部 市 (楠 総 合 支 所 の 所 管 区 域 を 除 く。)	備 前 市 赤 磐 郡 赤 磐 市	瀬 戸 内 市 和 気 郡 加 賀 郡	赤 磐 市							甲 奴 支 所 の 所 管 区 域
岡 山 市	岡 山 市 御 津 郡 吉 備 中 央 町 (高 梁 簡 易 裁 判 所 の 管 轄 区 域 を 除 く。)	厚 狹 郡 宇 部 市 (楠 総 合 支 所 の 所 管 区 域	山 口 県 の 内 山 口 県 の 内 宇 部 市 内 市	下 関 市 柳 井 市 岩 国 市	山 口 県 の 内 山 口 県 の 内 大 島 郡	長 門 市 大 津 郡 玖 珂 郡	阿 武 町 阿 武 郡 の 内	萩 市 山 口 県 の 内	山 口 県 の 内 山 口 県 の 内 下 松 市	防 府 市 佐 波 郡	山 口 市 吉 敷 郡	庄 原 市 比 婆 郡	広 島 県 の 内 世 羅 郡 世 羅 町 の 内
													せ ら に し 支 所 の 所 管 区 域
													三 次 市 (甲 奴 支 所 の 所 管 区 域 を 除 く 。) 安 芸 高 田 市 (八 千 代 支 所 の 所 管 区 域 を 除 く。)

													岡 福		
賀 佐													岡 福		
賀 佐	川 田	橋 行	女 八	田 牟 大	川 柳	は き う	米 留 久	尾 折	倉 小	方 直	塚 飯	木 甘	像 宗	岡 福	郷 西
神 埼 郡	佐 賀 市	佐 賀 市	佐 賀 市	佐 賀 市	福 岡 県 の 内	福 岡 県 の 内	福 岡 県 の 内	福 岡 県 の 内	北 九 州 市 の 内	福 岡 県 の 内	福 岡 県 の 内	福 岡 県 の 内	福 岡 県 の 内	島 根 県 の 内	
佐 賀 市	多 久 市	小 城 市	佐 賀 郡	田 川 市	福 岡 県 の 内	行 橋 市	福 岡 県 の 内	八 女 市	福 岡 県 の 内	柳 川 市	福 岡 県 の 内	大 卉 田 市	福 岡 県 の 内	福 岡 県 の 内	福 岡 県 の 内
									久 留 米 市	小 郡 市	三 井 郡	遠 賀 郡	（八幡西区役所折尾出張所及び八幡南出張所の各所管区域を除く。）	福 岡 県 の 内	
								う き は 市	福 岡 県 の 内	大 川 市	山 門 郡	三 濱 郡	若 松 区	戸 煙 区	
													鞍 手 郡	北 九 州 市 の 内	
													山 田 市	福 岡 県 の 内	
													嘉 穂 郡	福 岡 県 の 内	
													宗 僧 郡	福 岡 県 の 内	
													糸 島 郡	福 岡 県 の 内	
													市 太 宰 府 市	福 岡 市 の 内	
													前 原 市	筑 紫 野 市	
													古 賀 市	春 日 市	
													筑 野 城	大 野 城	

	霸那								崎宮		
繩沖	霸那	穗千高	向日	岡延	林小	城都	南日	都西	崎宮	屋鹿	島甑
中頭郡の内	市	沖縄県の内	沖縄県の内	宮崎県の内	宮崎県の内	宮崎県の内	宮崎県の内	宮崎県の内	宮崎県の内	鹿児島県の内	鹿児島県の内
西原町	沖縄市	西原郡の内	西白杵郡	東郷町	北郷村	東白杵郡の内	北川町	延岡市	宮崎市	鹿屋市	鹿児島県の内
北大東村	石川市	北大東村	浦添市	南郷村	門川町	えびの市	日向市	延岡市	宮崎市	垂水市	薩摩川内市の内
具志川市	宜野湾	具志川市	糸満市	西郷村	北方町	西諸県郡	北川町	北浦町	宮崎市	肝属郡	里支所、上甑支所、下甑支所及び鹿
		南大東村	豊見城市	諸塙村	北浦町				宮崎郡		島支所の各所管区域
		久米島村							東諸県郡		

									幌 札		
									幌 札		
内 岩	樽 小	内 静	河 浦	牧 小 苛	達 伊	蘭 室	川 滝	張 夕	沢 見 岩	幌 札	田 和 十
岩 内 郡	小樽市	北海道の内									
磯 谷 郡	余市郡	北海道の内									
古 宇 郡	古平郡	積丹郡	浦河郡	穗别町	早来町	勇払郡の内	苫小牧市	虻田郡の内	伊達市	空知郡の内	北広島市
			三石郡	追分町	有珠郡	有珠郡	室蘭市	登別市	樺戸郡の内	樺戸郡の内	札幌市
			様似郡	厚真町	洞爺村	洞爺村	白老郡	新十津川町	奈井江町	江別市	千歳市
			幌泉郡	鶴川町				上砂川町	芦別市	美唄市	恵庭市
									浜益郡	三笠市	厚田郡
									赤平市	夕張郡	百石町
									砂川市		

